

須賀川市公告第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6、須賀川市契約規則（平成29年須賀川市規則第22号）第6条及び市有財産一般競争入札実施要綱（平成15年2月20日施行）第5条の規定に基づき、次のとおり市有財産の売払いに係る一般競争入札について公告する。

令和8年1月27日

須賀川市長 大寺正晃

1 物件及び予定価格（最低入札価格）

物件番号及び所在地	物件種別	登記地目	地積(m ²)	用途地域	容積率(%) 建ぺい率(%)	予定価格 (最低入札価格)
第1号 須賀川市岩渕字笊池72番1	土地	宅地	627.18	都市計画区域外	—	6,260,000円
第2号 須賀川市畠田字みどりが丘1番62	土地	宅地	355.98	都市計画区域外（いわせ ニュータウン建築協定）	70 40	2,950,000円
第3号 須賀川市畠田字みどりが丘1番26	建物付き土地	宅地	353.29	都市計画区域外（いわせ ニュータウン建築協定）	70 40	2,930,000円
第4号 須賀川市畠田字みどりが丘1番51	建物付き土地	宅地	346.98	都市計画区域外（いわせ ニュータウン建築協定）	70 40	2,870,000円

※第1号物件については、土地のうち隣接する市道機能の維持のため土地利用に制限のある地積が含まれます。

※第3号及び第4号物件については、建物価格を無償とし、土地価格のみでの入札・契約となります。

2 物件情報及び契約条項の閲覧

- (1) 閲覧期間 令和8年1月27日（火）から令和8年2月19日（木）16時30分まで
- (2) 閲覧場所 須賀川市ホームページからダウンロード

3 建物の現場確認

- (1) 第3号及び第4号の建物について、内部の現況確認のために現場確認の機会を設ける。
- (2) 現場確認を希望する者は、令和8年2月13日（金）16時30分までに現場確認申込書（第7号様式）を行政管理課へ提出し、指定された日程で現場確認を行う。
- (3) 現場確認申請書の提出方法は、郵送（必着）、行政管理課窓口への持参又はFAX（宛先：0248-73-4160）によるものとし、FAXによる場合は、送信後に送達確認の電話連絡（宛先：0248-88-9122）を行うこと。

4 物件に関する質問

- (1) 物件に関する質問がある場合は、令和8年2月13日（金）16時30分までに質問書（第8号様式）を行政管理課へ提出すること。
- (2) 質問書の提出方法は、郵送（必着）、行政管理課窓口への持参又はFAX（宛先：0248-73-4160）によるものとし、FAXによる場合は、送信後に送達確認の電話連絡（宛先：0248-88-9122）を行うこと。
- (3) 質問及び回答の内容については、随時市ホームページにおいて公表する。

5 開札執行の日時及び場所

- (1) 開札日時 令和8年3月2日（月）午後2時
- (2) 開札場所 須賀川市役所4階 大会議室D

6 入札保証金

入札参加者は、予定価格の100分の10の入札保証金を市が発行する納入通知書により現金で、令和8年2月19日（木）までに納入しなければならない。

7 入札の参加資格

次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当する者
- (3) 市税等を滞納している者
- (4) 福島県暴力団排除条例施行規則第4条の規定に該当する者
- (5) 公共の秩序維持に支障をきたすおそれがあるなど市長が入札に参加することが適当でないと認めた者

8 入札参加申込の受付及び提出書類

- (1) 入札に参加しようとする者は、令和8年2月19日（木）16時30分までに次に掲げる書類を行政管理課に提出し、当該入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期間内に書類を提出しない者又は入札参加申込資格がないと認められた者は、入札に参加できない。
 - ア 一般競争入札参加申込書（第2号様式）
 - イ 納税証明書（市税全て）
 - ウ 住所証明書（個人の場合は住民票、法人の場合は法人登記全部事項証明書とし、発行日から3ヶ月以内のもの）
 - エ 印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
 - オ 身分証明書（第3号様式、法人は不要）
- (2) 一般競争入札参加申込書（第2号様式）及び身分証明書（第3号様式）は、行政管理課で配付するほか、市ホームページに掲載する。（ダウンロード可）※身分証明書については発行元の市区町村の指定様式がある場合は、それを優先する。
- (3) (1)の書類の提出は、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして総務省令で定めるものの方針により期限までに到達するよう郵送しなければならない。ただし、須賀川市内に在住の個人もしくは須賀川市内に本店又は営業所（支店）を有する事業者は、期間内に行政管理課窓口へ持参して提出することができる。郵送、持参を問わず、令和8年2月19日（木）16時30分必着のものに限り有効とする。
- (4) 入札参加資格の確認は、提出期日をもって行う。
- (5) 入札参加資格の申込みがあった場合は、関係書類を審査し、その結果を一般競争入札参加資格通知書（以下「参加資格通知書」という。）により

通知する。この時、入札に参加する資格があると認められた者には、入札書の指定様式を交付する。

9 郵便入札による入札の方法

- (1) この入札は、郵便入札による執行とする。
- (2) 入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、須賀川市郵便入札実施要領(令和3年4月1日施行)第5条に規定する手順に従い、令和8年2月24日（火）9時から令和8年2月27日（金）16時30分までの期間に入札書を行政管理課へ提出すること。
- (3) 入札者は、入札書に必要な事項を記載し、記名・押印（印鑑証明書と同一の印鑑）のうえ入札を行う。なお、入札書の書換え又は撤回することはできない。

10 入札の中止

入札参加者が不当な利益を得るために連合したなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取り止めることができる。

11 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

12 開札及び立会い

- (1) 開札は、5に定める日時及び場所において行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、希望する場合、開札時に立ち会うことができる。
- (3) 立会いを希望する場合は、一般競争入札参加資格通知書の原本を提示のうえ、当日会場に備え付けの立会簿に必要な事項を記入し受付を行うこと。
- (4) 立会いの受付は、開札時間の20分前から5分前まで行う。

13 落札者の決定

- (1) 予定価格（最低入札価格）以上の価格で入札した者のうち、最高の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき価格の入札者が2者以上いるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 落札者以外の者に対しては、入札保証金を還付する。

14 契 約

- (1) 契約は、落札者を決定した日から 14 日以内に不動産売買契約書により締結する。
- (2) 落札者が 14 日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効となり入札保証金は市に帰属する。
- (3) 落札者が 14 日以内に契約を締結しないときは、次点の金額で入札した者を落札者とすることができます。

15 契約の解除

契約の相手方が契約書に定める義務を履行しない場合は、市は契約を解除できる。

16 契約保証金

契約の相手方は、契約の締結までに契約金額の 100 分の 10 の契約保証金を納入しなければならない。この場合、入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

17 売買代金の納入方法

- (1) 契約の相手方は、契約締結後 60 日以内に、売買代金の全額を市に納入しなければならない。
- (2) 契約の相手方は、納入期限までに売買代金を支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により決定する率を乗じて計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を納入しなければならない。
- (3) 市が納入期限後に、納付不能と認めたときは契約を解除するものとし、契約保証金は市に帰属する。

18 所有权の移転等

- (1) 所有権は売買代金を完納したときに移転し、物件の引き渡しは引き渡し時の現状有姿のまま行う。
- (2) 所有権の移転等のための登記に関する手続き及び費用負担は、売買代金の完納後、契約の相手方が行うものとする。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税等の一切の費用は落札者の負担とする。
- (4) 契約の相手方は、所有権移転登記が完了した場合は、速やかに登記済証等の写しを添えて公有財産受領書を行政管理課に提出すること。
- (5) 物件購入後の土地利用計画において建築確認申請等の必要な手続き、法令等に定められた制限については、あらかじめ確認しておくこと。
- (6) 第 3 号及び第 4 号の物件の建物については未登記建物であるため、契約の相手方は建物の活用予定がある場合は、(1)の所有権移転後、速やか

に表題登記及び所有権保存登記を行うこと。これに必要となる書類のうち、市が保有する書類については契約の相手方に提供する。

19 その他

- (1) 本入札に関する書類作成、各種申込み及び書類提出に要する費用は申込者の負担とする。